

平成 19 年 9 月 27 日

各 位

会 社 名 株式会社ライブドアホールディングス
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 平松庚三
問 い 合 せ 先 経 営 企 画 管 理 部 長 落合紀貴
(TEL. 03 - 5155 - 1001)

訴訟の判決（勝訴）に関するお知らせ

当社が、株式会社ソリッドグループホールディングス（以下、「原告」といいます。）から提起されている損害賠償請求訴訟（平成 18 年(ワ)第 9829 号 損害賠償請求事件）について、本日、東京地方裁判所より判決が言い渡されましたので、下記の通りお知らせ致します。

記

1. 訴訟の経緯

平成 18 年 5 月 12 日に、原告が、(1) 原告の「株式会社ライブドアオート」への商号変更に伴う費用、(2) 原告の商号変更に起因した原告フランチャイズ店より被った損害、(3) 一連の所謂「ライブドア事件」の影響により原告が逸失した得べかりし利益の合計金額である金 16 億 7,395 万 6,952 円を、当社及び当社旧経営陣 3 名（以下、「被告ら」といいます。）の不法行為並びに善管注意義務違反及び忠実違反に起因して原告が被った損害金額として、被告らに連帯して支払いを求める損害賠償請求訴訟を東京地方裁判所に提起したものです。

2. 判決のなされた日

平成 19 年 9 月 27 日

3. 判決の内容

- (1) 原告の請求をいずれも棄却する。
- (2) 訴訟費用は原告の負担とする。

4. 今後の見通し

本判決により、当社の主張が認められたものと認識しております。原告より、本判決に対して控訴が提起される可能性があります。その場合も当社は、引き続き当社の主張が認められるよう対応する所存でございます。

以 上